

(環境確保条例第118条の2 関係)

土壌汚染情報公開台帳（汚染状況調査結果台帳）【練馬区】

<留意事項>

- ※1 土壌等の汚染状況における「基準適合」とは、環境確保条例に基づく汚染状況調査の結果、調査契機時の基準値において適合している旨を指します。
- ※2 「基準適合」と記載のある場合であっても、**条例に基づかない自主的な調査や一般的な不動産取引のための土壌調査の結果等は含まれないことから、該当の土地について土壌汚染がないことを保証するものではありません。**
- ※3 「基準不適合」と記載のある場合は、別途「土壌汚染情報公開台帳（基準不適合台帳）」が調製されますので、併せて必ず確認してください。
- ※4 試料採取等対象物質は、基準不適合の場合は当該特定有害物質の名称、基準適合の場合は試料採取等を行った特定有害物質の名称を記します。
なお、(含)は含有量基準、(溶)は溶出量基準、(二溶)は第二溶出量基準の不適合を示します。
- ※5 所在地は、調査対象区域として設定した範囲を示します。
- ※6 事業場No.は、「環境確保条例に基づく工場・指定作業場一覧」における台帳番号に対応しています。（先頭の記号の「KJ」は工場、「ST」は指定作業場であることを示します。）

令和8年6月30日現在

事業場No.※6	所在地※5	工場又は指定作業場の名称 (土地の改变に係る事業の名称)	調製契機 (条例の根拠条項)	報告受理 年月日	調査対象地 面積	試料採取等対象物質※4	汚染状況調査の方法 等に関する特記事項	土壌等の汚染 状況※1,2,3	基準不適合 台帳整理番号	台帳の調製又は訂正 年月日
ST-261-001	旭町一丁目39番16号 (住居)	前田建設工業(株) 技術研究所 (令和5年12月20日廃止)	第116条第1項第1号	令和6年5月29日	6,118.99 m ²	鉛 (含)		基準不適合	120-0009	基準不適合台帳参照
	旭町一丁目612番1 (地番)									
KJ-437-002	大泉学園町七丁目17番20号 (住居)	三田電波株式会社 (令和8年3月31日廃止)	第116条第1項第1号	令和8年6月1日	413.02 m ²	シアン化合物、ふっ素及びその化合物		基準適合	-	令和8年6月11日
	大泉学園町七丁目520番1,520番2 (地番)									
KJ-231-089	北町一丁目10番3号 (住居)	トヨタモビリティ東京(株) 東武練馬店 (令和4年6月30日廃止)	第116条第1項第1号	令和4年12月7日	1,363.44 m ²	六価クロム (溶)		基準不適合	120-0004	基準不適合台帳参照
	北町一丁目407番1、407番3 (地番)									
KJ-231-001	北町一丁目17番15号 (住居)	(株)ニューパッケージセンター (令和6年8月31日廃止)	第116条第1項第1号	令和7年1月30日	264.46 m ²	ふっ素		基準適合	-	令和7年3月3日
	北町一丁目465番 (地番)									
KJ-232-024	北町二丁目32番5号 (住居)	ニッカー絵具(株) (令和元年8月20日廃止)	第116条第1項第1号	令和元年10月9日	577.19 m ²	セレン (溶)		基準不適合	120-0001	基準不適合台帳参照
	北町二丁目184番2 (地番)									
KJ-233-064	北町三丁目11番2号 (住居)	(株)三栄プラスチック (令和7年3月4日廃止)	第116条第1項第1号	令和7年6月23日	206.23 m ²	ジクロロメタン		基準適合	-	令和7年9月24日
	北町三丁目204番9,204番18,204番19,204番20 (地番)									
KJ-144-002	向山四丁目16番1号 (住居)	木村産業車輛(株) (令和7年6月2日廃止)	第116条第1項第1号	令和8年2月9日	345.99 m ²	第一種特定有害物質(全12種)、第二種特定有害物質(全9種)		基準適合	-	令和8年2月17日
	向山四丁目1170番1、1170番4 (地番)									
KJ-123-008	桜台三丁目9番8号 (住居)	Gondolタクシー(株) (令和5年1月10日廃止)	第116条第1項第1号	令和5年1月11日	3,263.78 m ²	鉛 (含)、六価クロム (溶)		基準不適合	120-0005	基準不適合台帳参照
	桜台三丁目9番7、9番8、9番18、9番19 (地番)									
ST-364-001	下石神井四丁目17番9号 (住居)	(株)きょうとう 井草店 (令和4年9月29日廃止)	第116条第1項第1号	令和5年8月23日	124.77 m ²	テトラクロロエチレン (二溶)		基準不適合	120-0006	基準不適合台帳参照
	下石神井四丁目231番21 (地番)									
ST-342-005	石神井台二丁目5番11号 (住居)	クリーニングながめま (令和元年6月30日廃止)	第116条第1項第1号	令和6年8月2日	97.80 m ²	テトラクロロエチレン (二溶)、トリクロロエチレン (溶)		基準不適合	120-0010	基準不適合台帳参照
	石神井台二丁目1353番2、1353番3 (地番)									

(環境確保条例第118条の2 関係)

土壤汚染情報公開台帳（汚染状況調査結果台帳）【練馬区】

<留意事項>

- ※1 土壤等の汚染状況における「基準適合」とは、環境確保条例に基づく汚染状況調査の結果、調査契機時の基準値において適合している旨を指します。
- ※2 「**基準適合**」と記載のある場合であっても、**条例に基づかない自主的な調査や一般的な不動産取引のための土壤調査の結果等は含まれないことから、該当の土地について土壤汚染がないことを保証するものではありません。**
- ※3 「**基準不適合**」と記載のある場合は、別途「土壤汚染情報公開台帳（基準不適合台帳）」が調製されますので、併せて必ず確認してください。
- ※4 試料採取等対象物質は、基準不適合の場合は当該特定有害物質の名称、基準適合の場合は試料採取等を行った特定有害物質の名称を記します。
なお、(含)は含有量基準、(溶)は溶出量基準、(二溶)は第二溶出量基準の不適合を示します。
- ※5 所在地は、調査対象区域として設定した範囲を示します。
- ※6 事業場No.は、「環境確保条例に基づく工場・指定作業場一覧」における台帳番号に対応しています。（先頭の記号の「KJ」は工場、「ST」は指定作業場であることを示します。）

令和8年6月30日現在

事業場No.※6	所在地※5	工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)	調製契機 (条例の根拠条項)	報告受理 年月日	調査対象地 面積	試料採取等対象物質※4	汚染状況調査の方法 等に関する特記事項	土壤等の汚染 状況※1,2,3	基準不適合 台帳整理番号	台帳の調製又は訂正 年月日
KJ-345-006	石神井台五丁目24番7号 (住居)	スズキ城西販売(株)	第116条第1項第2号	令和6年3月18日	261.67 ㎡	ほう素（溶）		基準不適合	120-0008	基準不適合台帳参照
	石神井台五丁目1517番27、1517番30、1517番37 (地番)									
ST-346-001	石神井台六丁目14番13号、16番1号、16番25号 (住居) 石神井台六丁目1036番2、同番7、1596番1、1598番18、同番19、同番20 (地番)	西武バス(株) 上石神井営業所	第116条の2第1項	令和7年7月9日	8,195.63 ㎡	第一種特定有害物質（全12種）、第二種特定有害物質（全9種）、ポリ塩化ビフェニル		基準適合	－	令和7年8月26日
KJ-333-006	石神井町三丁目19番20号 (住居)	富成製作所 (令和元年9月1日廃止)	第116条第1項第1号	令和7年6月18日	159.92 ㎡	鉛（含）		基準不適合	120-0013	基準不適合台帳参照
	石神井町三丁目1326番9、1329番17 (地番)									
－	石神井町四丁目12番11号 (住居)	(有)豊田自動車 板金塗装 (令和6年8月31日廃止)	第116条第1項第1号	令和7年2月13日	925.82 ㎡	第一種特定有害物質（全12種）、第二種特定有害物質（全9種）		基準適合	－	令和7年9月24日
	石神井町四丁目1528番7 (地番)									
－	石神井町八丁目10番6号 (住居)	コーワ管理(株) (令和7年3月21日廃止)	第116条第1項第1号	令和7年4月9日	305 ㎡	第一種特定有害物質（全12種）、第二種特定有害物質（全9種）、ポリ塩化ビフェニル		基準適合	－	令和7年6月9日
	石神井町八丁目1807番1 (地番)									
ST-382-002	関町北二丁目3番6号 (住居)	(株)ENEOSジェネレーションズ関町給油所 (令和6年2月29日廃止)	第116条第11項	令和8年2月10日	571.90 ㎡	ベンゼン、鉛、ほう素		基準適合	－	令和8年3月5日
	関町北二丁目644番3 (地番)									
KJ-221-008	高松一丁目11番10号 (住居)	(有)笹川製作所 (令和元年7月31日廃止)	第116条第1項第1号	令和元年10月16日	73.47 ㎡	トリクロロエチレン（溶）		基準不適合	120-0002	基準不適合台帳参照
	高松一丁目3237番4 (地番)									
KJ-223-007	高松三丁目2番1号 (住居)	日産東京販売(株) ルノー練馬 (令和6年9月30日廃止)	第116条第1項第1号	令和7年1月27日	1,477.00 ㎡	鉛（含）		基準不適合	120-0011	基準不適合台帳参照
	高松三丁目3475番1、3475番3、3475番4、3476番1、3476番2、3476番4 (地番)									
ST-225-011	高松五丁目10番3号 (住居)	間嶋運送(有) パークタウン光が丘給油所 (令和7年5月28日廃止)	第116条第9項	令和7年7月3日	533.63 ㎡	ベンゼン、鉛、ふっ素、ほう素		基準適合	－	令和7年9月24日
	高松五丁目4427番1、4427番4、4427番5、4427番6、4427番7、4427番8 (地番)									
ST-226-003	高松六丁目27番1号 (住居)	谷原 S S	第116条第1項第2号	令和7年7月28日	531.90 ㎡	ベンゼン、鉛		基準適合	－	令和7年8月13日
	高松六丁目4614番2の一部 (地番)									

(環境確保条例第118条の2 関係)

土壤汚染情報公開台帳（汚染状況調査結果台帳）【練馬区】

<留意事項>

- ※1 土壤等の汚染状況における「基準適合」とは、環境確保条例に基づく汚染状況調査の結果、調査契機時の基準値において適合している旨を指します。
- ※2 「基準適合」と記載のある場合であっても、**条例に基づかない自主的な調査や一般的な不動産取引のための土壤調査の結果等は含まれないことから、該当の土地について土壤汚染がないことを保証するものではありません。**
- ※3 「基準不適合」と記載のある場合は、別途「土壤汚染情報公開台帳（基準不適合台帳）」が調製されますので、併せて必ず確認してください。
- ※4 試料採取等対象物質は、基準不適合の場合は当該特定有害物質の名称、基準適合の場合は試料採取等を行った特定有害物質の名称を記します。
なお、(含)は含有量基準、(溶)は溶出量基準、(二溶)は第二溶出量基準の不適合を示します。
- ※5 所在地は、調査対象区域として設定した範囲を示します。
- ※6 事業場No.は、「環境確保条例に基づく工場・指定作業場一覧」における台帳番号に対応しています。（先頭の記号の「KJ」は工場、「ST」は指定作業場であることを示します。）

令和8年6月30日現在

事業場No.※6	所在地※5	工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)	調製契機 (条例の根拠条項)	報告受理 年月日	調査対象地 面積	試料採取等対象物質※4	汚染状況調査の方法 等に関する特記事項	土壤等の汚染 状況※1,2,3	基準不適合 台帳整理番号	台帳の調製又は訂正 年月日
ST-242-016	田柄二丁目1番27号 (住居)	ワンデードライアツミ (令和5年5月31日廃止)	第116条第9項	令和5年12月22日	44.34 ㎡	テトラクロロエチレン (溶)		基準不適合	120-0007	基準不適合台帳参照
	田柄二丁目5989番7 (地番)									
－	田柄二丁目19番37号 (住居)	ファッションクリーニングとくまる (令和7年10月1日廃止)	第116条第1項第1号	令和7年11月17日	87.130 ㎡	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン		基準適合	－	令和8年2月2日
	田柄二丁目6229番16 (地番)									
ST-072-005	豊玉南二丁目20番3号 (住居)	松田産業(株) 練馬事業所 (令和3年2月4日廃止)	第116条第1項第1号	令和3年4月12日	1,808.36 ㎡	カドミウム (溶)、シアン (溶)、鉛 (溶)、水銀 (溶)、ほう素 (溶)、ふっ素 (溶)		基準不適合	120-0003	基準不適合台帳参照
	豊玉南二丁目20番3 (地番)									
－	豊玉南二丁目24番14号 (住居)	(有)広津自動車 (令和6年9月28日廃止)	第116条第1項第1号	令和6年11月11日	293.97 ㎡	第一種特定有害物質 (全12種)、第二種特定有害物質 (全9種)		基準適合	－	令和7年3月3日
	豊玉南二丁目24番15 (地番)									
KJ-191-017	早宮一丁目10番15号 (住居)	林モータース (令和5年3月20日廃止)	第116条第1項第1号	令和7年3月14日	319.78 ㎡	鉛 (含)		基準不適合	120-0012	基準不適合台帳参照
	早宮一丁目80番11 (地番)									
－	谷原四丁目17番5号 (住居)	宮協化成工業(株) (令和7年3月21日廃止)	第116条第1項第1号	令和7年4月23日	264.46 ㎡	ジクロロメタン		基準適合	－	令和7年5月8日
	谷原四丁目1798番7 (地番)									
ST-316-004	谷原六丁目22番12号 (住居)	松屋クリーニング	第116条第1項第1号	令和8年6月11日	129.94 ㎡	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン		基準適合	－	令和8年6月30日
	谷原六丁目1280番18、1280番21 (地番)									